



個人事業主・法人のみなさん

償却資産（固定資産税）の申告はお済みですか？

償却資産（事業用資産）の所有者は、毎年1月1日現在所有している償却資産について、資産の所在する市町村へ申告していただく必要があります。

よくあるご質問

Q 「償却資産」とは？

A 償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、所得税法上又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象になる資産をいいます。

Q 減価償却資産は税務署に申告しているが、市役所にも申告が必要ですか？

A 税務署へ提出する確定申告書や法人税申告書は、国に納める所得税や法人税の税額を算定するために申告するものです。

一方、償却資産（事業用資産）の申告は、資産の取得価格、耐用年数等を資産の所在する市町村へ申告することが義務付けられているものです（地方税法第383条）。

Q 償却資産の申告はいつでもできますか？

A 毎年1月1日現在の償却資産について、1月31日までに申告書を提出していただく必要がありますが、法定の提出期限を過ぎても随時受付しています。

また、申告された年度だけでなく、過年度分についても申告が必要となる場合は、資産を取得された翌年度分まで遡及（最大5年）して申告していただくこととなります。

Q 申告はどのようにすればいいですか？

A 様式が定められていますので、資産税課に問い合わせで申告書を取り寄せていただくか、和歌山市ホームページからダウンロードして申告してください。

【トップページ中央左、[申請書ダウンロード](#)→[税金](#)→[固定資産税関係](#)→[償却資産申告書](#)】

Q 「償却資産」って具体的にどんなものですか？

A 業種別の償却資産の主なものは次のとおりです。

業種	対象となる償却資産の例示
共通	駐車場設備、受変電設備、発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売業	商品陳列ケース、棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用椅子等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、ミキサー、パワーショベル、コンクリートカッター等
自動車整備業、ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、充電器、オイルチェンジャー、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール機、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等

償却資産申告書の提出・お問合せ先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地（本庁舎2階 ⑤番窓口）
和歌山市 資産税課 管理償却班
☎073-435-1037（直通）

